(別紙3-36 まかじき(中西部太平洋条約海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 まかじき (中西部太平洋条約海域)

水産資源の定義 まかじきのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理 に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意等に従い、 暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントの値とする。

第3 漁獲シナリオ

WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFCで決定されている保存管理措置を実施するため、当該水産資源を漁獲する主要な漁業であるかじき等流し網漁業(許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。)及びかつお・まぐろ漁業(同省

令同条第12号に掲げる漁業をいう。)において、許認可隻数を現状より増やさないこととする。加えて、 、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。